

子ども・子育て支援法に基づく数値目標

「教育・保育の量」の見込みに関する項目

1号認定

お子さんが3～5歳で、保育の必要性がなく、教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用を希望する場合。

2号認定

お子さんが3～5歳で、保育の必要性があり、保育施設（保育所、認定こども園）の利用を希望する場合。

3号認定

お子さんが0～2歳で、保育の必要性があり、保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育）の利用を希望する場合。

「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みに関する項目

1 利用者支援事業

身近な場所で、教育、保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する。

2 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外で保育所等において保育を実施する。

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。

4 多様な業務体系利用者支援事業

幼稚園・保育所等への民間事業者の参入に対する相談支援や、多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

5 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

6 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

7 養育支援訪問事業（産後ヘルパー派遣、育児家庭訪問）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育の支援を行う。

8 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や、情報提供、助言その他の援助を行う。

9 一時預かり事業

幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点において、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う。

10 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が保育等を行う。

11 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

12 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

13 子育て短期支援事業（本市においては実施見込みなし）

児童の保護者が、出産や病気などで一時的に家庭において養育できない場合に、児童福祉施設等で養育保護を行う。